

奈良県人事委員会訓令第一号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の
一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十七日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

別表第一の表第十二号中「第六号の」を「第四号の」に改める。